

「十三間川防護柵補修その他工事－3」

・設計図書及び見積参考資料の一部に追記及び誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

| 訂正箇所   | 誤   | 正  |
|--|---|--|
| <p>設計図書<br/>特記仕様書<br/>頁 4<br/>「21. 舗装版破碎工<br/>について」(赤枠内)を<br/>追加</p> | <p>15. 下請負人の社会保険の加入状況確認について。<br/>1) 発注者と本契約を締結した受注者は、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。以下同じ。）の加入状況を確認し、発注者に報告しなければならない。..<br/>2) 前項の報告において、やむを得ず、社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険等に未加入である旨を大阪市に報告するとともに未加入である旨を大阪市が社会保険担当機関に通報することを周知しなければならない。..<br/>(発注者：大阪市 受注者：請負者) ..</p> <p>16. 完成図書について。<br/>工事完成時に施設台帳を作成すること。施設台帳の様式については、本市監督職員の指示によるものとする。..<br/>17. 本工事施工に関する注意点について。<br/>・ 材料発注を行う前に、現場実測を行い、防護柵、門扉等の割り付けについて、監督職員の承諾を得た上で材料発注を行うこと。..<br/>・ ブロック等の敷設に関する内容について、別紙④のとおりとすること。..<br/>・ 本工事の施工にあたり、定めなき事項において疑義が生じた場合には、監督職員と協議のうえ実施すること。..<br/>18. 舗装版とりこわしについて。<br/>舗装版とりこわし作業にコンクリート圧砕機の計上を行っている工程については、原則使用するものとする。..<br/>ただし、沿道状況等によりコンクリート圧砕機の使用が困難な場合は、使用機械・施工方法を監督職員と協議をするものとするが、相違が生じても変更の対象としない。..<br/>なお、建設工事に伴う騒音騒動対策技術指針（昭和 62 年 3 月 30 日）、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（改正：平成 13 年 4 月、9 日）、その他関係法令並びに仕様書の規定を遵守すること。..<br/>19. 舗装版とりこわし等における既設舗装厚について。<br/>舗装版切断工、舗装版破碎工等について、既設舗装厚が設計書に記載されている寸法範囲外である場合は、本市監督職員と協議を行ったうえで、設計変更の対象とする。..<br/>20. 舗装・構造物等の切断作業時に発生する排水の処理について。<br/>舗装版等のカッター切断作業時に発生する排水の処理については、産業廃棄物の汚泥として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に基づき適切に回収・処理しなければならない。..<br/>なお、処理の方法等については、監督職員と協議するものとし、設計変更協議の対象とする。..<br/>4.</p> | <p>15. 下請負人の社会保険の加入状況確認について。<br/>1) 発注者と本契約を締結した受注者は、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。以下同じ。）の加入状況を確認し、発注者に報告しなければならない。..<br/>2) 前項の報告において、やむを得ず、社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険等に未加入である旨を大阪市に報告するとともに未加入である旨を大阪市が社会保険担当機関に通報することを周知しなければならない。..<br/>(発注者：大阪市 受注者：請負者) ..</p> <p>16. 完成図書について。<br/>工事完成時に施設台帳を作成すること。施設台帳の様式については、本市監督職員の指示によるものとする。..<br/>17. 本工事施工に関する注意点について。<br/>・ 材料発注を行う前に、現場実測を行い、防護柵、門扉等の割り付けについて、監督職員の承諾を得た上で材料発注を行うこと。..<br/>・ ブロック等の敷設に関する内容について、別紙④のとおりとすること。..<br/>・ 本工事の施工にあたり、定めなき事項において疑義が生じた場合には、監督職員と協議のうえ実施すること。..<br/>18. 舗装版とりこわしについて。<br/>舗装版とりこわし作業にコンクリート圧砕機の計上を行っている工程については、原則使用するものとする。..<br/>ただし、沿道状況等によりコンクリート圧砕機の使用が困難な場合は、使用機械・施工方法を監督職員と協議をするものとするが、相違が生じても変更の対象としない。..<br/>なお、建設工事に伴う騒音騒動対策技術指針（昭和 62 年 3 月 30 日）、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（改正：平成 13 年 4 月、9 日）、その他関係法令並びに仕様書の規定を遵守すること。..<br/>19. 舗装版とりこわし等における既設舗装厚について。<br/>舗装版切断工、舗装版破碎工等について、既設舗装厚が設計書に記載されている寸法範囲外である場合は、本市監督職員と協議を行ったうえで、設計変更の対象とする。..<br/>20. 舗装・構造物等の切断作業時に発生する排水の処理について。<br/>舗装版等のカッター切断作業時に発生する排水の処理については、産業廃棄物の汚泥として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に基づき適切に回収・処理しなければならない。..<br/>なお、処理の方法等については、監督職員と協議するものとし、設計変更協議の対象とする。..<br/>21. 舗装版破碎工について。<br/>舗装版破碎工（コンクリート舗装版 4 cm を超え 10 cm 以下）については人力施工とする。..<br/>4.</p> |

見積参考資料  
最終頁  
「積算条件事項」  
赤枠内修正

### 積算条件事項

1. 【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

2. 建設副産物の処分について

本工事においては、建設副産物の搬出に係る積算条件について、下記表を見込んでいる。

1号工事

| 建設副産物        | 運搬機械規格               | 運搬距離  | 備考       |
|--------------|----------------------|-------|----------|
| コンクリート殻（無筋）  | 2t ダンプ               | 3.5km | 昼間 積込：人力 |
| 建設発生土        | 2t ダンプ               | 9.8km | 昼間 積込：人力 |
| 現場発生品運搬（鉄くず） | クレーン装置付<br>2t 積 2t 吊 | 5.0km | 昼間       |
| 現場発生品運搬（廃プラ） | クレーン装置付<br>2t 積 2t 吊 | 8.3km | 昼間       |

3. 共通仮設費及び現場管理費の施工地域区分について

- 大都市（1）
- 大都市（2）
- 市街地（DID補正）（1）
- 一般交通影響有（1）
- 一般交通影響有（2）
- 市街地（DID補正）（2）
- 特記仕様書「施工箇所が点在する工事について」を参照

### 積算条件事項

1. 【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

2. 建設副産物の処分について

本工事においては、建設副産物の搬出に係る積算条件について、下記表を見込んでいる。

1号工事

| 建設副産物        | 運搬機械規格               | 運搬距離  | 備考       |
|--------------|----------------------|-------|----------|
| コンクリート殻（無筋）  | 2t ダンプ               | 3.5km | 昼間 積込：人力 |
| 建設発生土        | 4t ダンプ               | 9.8km | 昼間 積込：人力 |
| 現場発生品運搬（鉄くず） | クレーン装置付<br>2t 積 2t 吊 | 5.0km | 昼間       |
| 現場発生品運搬（廃プラ） | クレーン装置付<br>2t 積 2t 吊 | 8.3km | 昼間       |

3. 共通仮設費及び現場管理費の施工地域区分について

- 大都市（1）
- 大都市（2）
- 市街地（DID補正）（1）
- 一般交通影響有（1）
- 一般交通影響有（2）
- 市街地（DID補正）（2）
- 特記仕様書「施工箇所が点在する工事について」を参照